

陳情第 1 0 2 号		受理年月日	令和 8 年 5 月 2 7 日
付託委員会		都市ブランド教育委員会	
件 名	不登校児童生徒に関する副教材費等の取扱いについて		
要 旨			
北九州市立学校における、不登校児童生徒に関する副教材費等の取扱いについて、学校ごとに対応の差が生じている実態がある。実際に使用しない教材であっても一律に徴収される場合がある一方、学校判断により柔軟な対応が行われているケースもあると聞いている。 不登校家庭は、子供の心身の状態への配慮や家庭内での対応など、日常的に大きな負担を抱えている。その中で、学校ごとに対応が異なる状況は、保護者にさらなる不安や戸惑いを与える要因になる。 保護者が声を上げられるかどうかによって対応に差が生じるのではなく、どの家庭も安心して相談できる環境づくりが必要であるとする。 今回、私自身は学校や教育委員会、不登校支援センターへ相談したことで、結果として配慮につながった。しかし、その一方で、保護者側から声を上げたり相談したりしなければ支援や配慮につながりにくい現状があると感じた。 不登校家庭の中には、学校とのやり取りに不安や負担を感じ、相談自体が難しい家庭もある。また、副教材費だけでなく、不登校支援や出席認定等についても、校長裁量のもと、保護者が自ら調べ、相談し、動かなければ届きにくい現状があると感じている。 制度そのものが存在していても、声を上げられる人だけではなく、声を上げづらい人にも必要な情報や配慮が自然に届く環境づくりを求め、以下のとおり陳情する。 1 不登校児童生徒について、実際に使用していない副教材費等の徴収実態を把握すること。 2 各学校によって対応に大きな差が生じないように、不登校児童生徒に関する副教材費等の取扱いについて、一定の基準やガイドラインを整備した上で、家庭状況や実際の使用状況に応じた適切な配慮を行う			

(続 く)

こと。

- 3 保護者側から申出をしなければ配慮につながらない仕組みではなく、学校側からも必要な家庭へ案内や声かけができる環境づくりを進めること。
- 4 不登校家庭が相談しやすい環境整備と、相談によって不利益を感じない配慮を行うこと。